**様式第４号**（第11条第２項関係）

平成　年　月　日

殿

高等学校等就学支援金の支給再開申出書

高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。

（注）保護者による代筆も可能です。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 生徒 | ふりがな | | |
| | 氏名 | 姓 | 名 |
| | 生年月日 | 昭和<br>平成　年　月　日 | |
| | 住所 | 都道<br>府県　市区<br>町村 | |
| 学校（※） | 学校の名称 | | |
| | | 全日制　・　定時制　・　通信制　（高等学校・中等教育学校の場合） | |
| | | 昼間学科　・　夜間等学科　・　通信制学科　（専修学校の場合） | |
| | 学校の所在地 | 都道<br>府県　市区<br>町村 | |
| | 学校設置者の名称 | | |
| | 復学日 | 平成　年　月　日 | |

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　※学校受付日　平成　年　月　日

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。

**○文部科学省令第十三号**

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

**第一条**　大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「特別の必要がある」を「必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

（短期大学設置基準の一部改正）

**第二条**　短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「特別の必要がある」を「必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**○文部科学省令第十四号**

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第一条第一項の表備考第一号の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構法に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の見出しを「（大学の別科及び専修学校の課程）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとする。

**附　則**

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

**○文部科学省・経済産業省令第一号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第百四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条並びに第三十四条第一項並びに特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）第五十二条第一項第五号の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令及び特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣　下村　博文

経済産業大臣　茂木　敏充